

序に抗議すると述べているわけなんです。

もしそうでなければ、これは外務省の架空の機密費という形の、にせの、予算をとるための資料ではないかとも想定されるわけなんです。ここに、内閣官房長官あてに、例えば報償費の請求書がございすけれども、目的を書く欄がございせん。ですから、これは、架空の報償費を得るための便宜的な申請書をそのまま新聞に載せられたのではないかと私は想像するわけなんです。こういうことが果たして実際にあるのかないのか、その辺のことを担当の方に聞きたいと思ひます。

○木藤政府参考人 朝日新聞の当該報道は承知しておるところでございます。

従来から、内部文書として報道された文書につきましては、本日に当庁の作成に係る文書か否かを確認するということにつきましては差し控えておりますので、御指摘の報道に係る文書につきましては、当庁の作成文書かどうかを確認することには差し控えていただきたいと思います。このように考えられております。したがって、その文書に掲載された報償費の支払いの点につきましては、答弁を差し控えていただきたいと思います。

ただ、一般的なこととして申し上げますと、当庁には報償費という予算科目はないわけでございます。まして、公安調査官が調査活動するための経費としましては、公安調査官調査活動費というものが認められておるわけでございます。その調査活動費の執行は、もとより適正に行つておるところでございます。会計検査院の検査を受けておりますけれども、特段の指摘は受けておりません。

○大島(令)分科員 時間が無いということで、きょうは三十分の限られた時間の中で、私も初めての質問でございます。一生懸命調べましたけれども、ほとんどの答弁が、答弁は控えない、そして一般論でということでございますが、私たち国会議員が、この委員会の運営もすべて私たちの税金でやっている、皆さんも私も税金で生活している立場である以上、答弁できないとか一般論で済まされるような問題ではないと私は思つておるわけ

なんです。

ぜひ、法務省や外務省がもう少し国民の前に道を開いて、私たちにいろいろな情報を明らかにする中で、必要なものは使うという姿勢でやはり進めていただきたいと思います意見を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○宮本主査 これにて大島令子君の質疑は終了いたしました。

次に、西村眞悟君。

○西村分科員 正反対の立場からの質問で、政府も大変ですね。教科書からいきます。衛藤副大臣が来られています。時間を割いていただいて、ありがとうございます。

歴史教科書の問題について、中国政府から、特定の教科書の検定不合格、そして出版停止を求められてきております。中国政府の声明は、要旨はこのとおりでございます。

中国政府と人民は、日本国内で最近教科書に絡みあらわれている動向を極めて注視しているものである。指摘すべきは、日本の右翼団体が周到な用意のもとに、皇国史観を高く宣伝し、侵略の歴史を否定、美化する目的で歴史教科書をつくり上げていくことである。仮に修正を経たとしても、反動的でためらぬ本質は変えることができない。

こういうふうな声明を發して冒頭の要求をしております。

それに対して外務省の局長は、内政干渉ではない、内政干渉というものは、国際法上他の国家が自由に処理し得るとされている事項に立ち入つて、強制的に相手国を自国に従わせることであると定義した上で、内政干渉ではないという答弁をしております。

ちなみに、この教科書の検定不合格、出版停止を要求した国家は、アメリカから人権抑圧を指摘されたことに対して、それは内政干渉であると強く反発している国家でございます。

錢感覚が麻痺していると同時に、国家の主権というものに対する感覚も麻痺しているのだと思ひます。わが国は、だれがこの教科書を渡したのか。もしくは、中国政府が我が国内でその教科書を手手しているのか。

これだけの声明、我が国の主権の範囲にある問題に関して外国がこのような声明をする以上、入経路について中国当局にただしましたか。また、外務省の中で渡した者がいるかどうか確認いたされましてよろしいか。

○衛藤副大臣 西村眞悟委員にお答えいたします。

その点については、全くそのとおりであります。

○西村分科員 教育が国際法上、自国の自由で処理し得る領域にあるということでございます。

そして冒頭に読み上げた中国の政府の声明は、まさに国際法上自国が、我が国が自由に処理し得る領域に關しての政府の公式の声明であるという

ことは、自国が国際法上自由に処理し得る領域といたす。したがって、中国政府は、我が国の主権の領域に立ち入つた要求をしているということが

一点確認されるわけでございます。

さて次に、我が国民は、特定の教科書が検定前にどういふ内容であるかという一切知ることができません。それが検定という制度の本質でございます。しかしながら、中国政府は検定前の教科書を手手している、あの声明を見れば人手している。それもガセネタではなくて、これが真

の、それとも外務省は関与されていないとするならば、だれがこの教科書を渡したのか。もしくは、中国政府が我が国内でその教科書を手手しているのか。

これだけの声明、我が国の主権の範囲にある問題に関して外国がこのような声明をする以上、入経路について中国当局にただしましたか。また、外務省の中で渡した者がいるかどうか確認いたされましてよろしいか。

○衛藤副大臣 西村眞悟委員にお答えいたします。

まず内政干渉の問題であります。御案内のとおり、過般の国会審議におきまして、当時の政府委員、条約局長が、国際法上の内政干渉、こういった概念規定について言及してあります。一般には、国際法上他の国家が自由に処理し得るとされている事項に立ち入つて、強制的にその国を自国の意思に従わせようとするものと解されてお

らわされることとでございます。こういう指摘がござい

ます。

この観点から申し上げたいのでありますが、まず、今御指摘のありました教科書の問題であり

ますが、外務省の職員をして本件につきまして中国側に、その検定中の教科書の内容についてそれを中国側に知らしめた、そういうことは一切ござい

ません。

それから、どういふ入経路かということであり

ますが、御案内のとおり、検定委員は数名い

らつしやるわけでありまして、また数名の方がさ

らに、調べてみると、コピーをして一般第三者

に、この問題についてどうだろうという意見を聞

いたのでありましようか、そういうような形跡も

あります。そこで、そういうところから中国側が

知り得ることになったのではないかと、入経路に

ついては私はそのように理解をしております。

また、我が国の主権の領域に立ち入つて

どうかということでありまして、この件につきま

しては、私は、現段階において中国政府が我が

国の主権の領域に立ち入つておると思ひませ

ん。

また、そのようなことをさせてはなりません。

○西村分科員 矛盾されております。教育は、我が国が、国際法上自由処理するとされている事項の中にある、このことを副大臣は先ほど同意され、そのとおりだ、これ以外に答えはない、したがってそのとおりと言われた。そして、中国の声明は、歴史教科書出版停止しろ、でたらめだ。まさに我が国の教育、自由処理するとされている領域の中に彼らは入っている、その問題を言挙げしている、これを確認したのです。

さて、我が国民は知らない、中国政府は知っている、先ほどの声明のように口汚く我が国の歴史教科書の問題について触れてきた。我が国民は反論できない。中国は、外国は知っている、我が国民は知らない。しかも、それは我が国民が子供たちに教えるために使う教科書である。こういうふうな構造の中で、まさに、反論できないということ自体が強制なんだ、そうなるのです。外務省の局長は、強制的という言葉を入れていることよって、内政干渉ではないという理論を組み立てた。武器をもって脅迫するというふうな強制ではない。しかし、人が反論できない、日本国民が反論できない問題に関して、まさに日本国民の教科書に関して、中国がそれを事前に知っていて言ってくるという事は、まさに主権の侵害であり内政干渉なんだ、強制的なんだ。これをそうではないとする外務省は、もはや外交の魂を売り渡したのだ。

なぜなら、中国政府自身が、自国の人権抑圧に関してそれは内政干渉だと言っている。我が国の教科書に関して、こういうふうなことを我が国の教科書に関して言ってきたという事態に遭遇して、静観するのは何事だ。政治的効果として、我が国は中国に屈服するのだというサインにはかならない、私はそのように思います。副大臣が、主権侵害ではない、させてはならないというふうに言われまじた。させてはならないのです。しかし、私の認識では、もう既にさせているのです。

ところで、外務省もいろいろな文書を扱っておられるからいろいろな配慮もあって、近隣諸国条項というのが。国家が義務を負うときには、条約は我が国会の承認を経るはずだ。近隣諸国条項なんて国会で承認されたこともない。これは対外的に何ら効力を発しない、我が国の内部規定である。我が国がこれによって諸外国に何ら義務を負っているのか否か、我が国の歴史教科書をつくる際に他の国の言いなりにならねばならないという義務を負っているのかどうか、我が国家にそういう義務があるのかどうか。副大臣、どうですか。

○衛藤副大臣 近隣諸国条項は、まさに御指摘のとおりだろと思っております。

また、明確にしておきたいのでありますが、中国と韓国におきましては、平成十四年度に使用するために現在検定を受けている中学校歴史教科書について、中国外交部スポークスマンや韓国の外交通商部長官などが関心と懸念を表明してきておるわけであります。現に二月二十七日には、江沢民国家主席から中曽根元総理に対して、教科書問題についての配慮を願いたい旨の発言もありました。また、二月二十八日には李廷彬韓国外交通商部長官から我が方の寺田在韓大使に対し、我が国の歴史教科書検定に関し韓国側の懸念の表明があった。

関心や懸念あるいは配慮をお願いしたいということでありまして、今西村委員が御指摘のような形で内政干渉、こういうふうなことに結びつけないか、このように申し上げたいと思っております。

○西村分科員 最後に確認させていただきます。

外務省は、この我が国民の歴史教科書に、教育という領域に、いやしくも主権の侵害及び内政干渉という事態を断じて容認することはできない、これは確認させていただいてよろしゅうございませうか。

○衛藤副大臣 西村委員にお答えいたします。

全くそのとおりでありまして、教科書の検定等々につきまして、他国の政府をして我が国の主権を侵害させるとかさせないとか、そういうことは論外でありまして、断じて外務省としては、そのようなことに対しては頑として措置をとりません。主権の侵害はさせません。それははっきり申し上げます。

見ているところである、そして、これからも極左暴力集団の調査監視を、アジトの摘発を進めるのだというふうにご答弁されております。

この事実を受けて御質問させていただきます。革マル派は非常に盗聴技術にたけた集団でございます。練馬アジトの捜索では、警視庁、警視総監及び警察庁長官宅の盗聴も可能であったことがわかっております。

○西村分科員 お時間をいただいてありがとうございます。

革マルが怖いというふうに言われております。みんな口に出しません、運輸行政に携わった人、JR東日本の会社幹部等々は、革マルが怖いんだと思っておる。事実、だれもが、完全民営化に向けた過程の中で、この質問をしない。この質問をするという私のところにも、家族及び事務所は、革マルがそういう集団だから気をつけるように指示された方がいるという、本当にその筋からのアドバイスがある。こういう中で会社側に何が起こっているか。こういうことが起こっているのです。

さて次に、文部大臣に。中国の教科書は日本のことをめちやくちや教えを血をかおりながら打ち負かした中国共産党政権はまさに輝ける政権なんだということを六歳の子供から教え続けておるんですね。これは質問じゃないです、通告していませんから。こういうふうなことを六歳のときから教えられた人間が、日本に大量にきている。日本人に対しては、こういう残酷なことを自国の中国にした人民に対しては、何をしてもいいんだ、これが案外、不法入国者を含めて、日本で中国人犯罪の増加を来している精神的な前提にあるのではないかなというふうには思っております。

JR東日本の会社幹部は、官僚主義と身の保身から、JR東労組をよい組合だと言つて褒め上げ、東労組もストやスキャンダルをちらつかせながら恫喝するという、いびつな労使関係になってきております。そして、この東労組の革マル派が浸透しているということに危機感を感じたJRの勤労者が別の組合をつくらうとする、当然それは正常な感覚で正常な動きですが、それを会社が妨害しておるんですね。

したがって、我が国の治安維持の問題に、私もゆゆしき問題である。隣国は我が国の歴史教科書に対してとやかく言っております。しかし、その隣国は我が国のことを、みずからの歴史教科書によつて、残酷非道な民族であるということをいまだに教え続けておる。我が国の治安維持の観点からも重大な関心を持っていただきたいと存じます。

一九九三年十二月十二日、これは、その東労組の組織運営に反発して新しい組合を、東新労組を結成しようとした。このときに、結成の前後に本部役員候補者を中心として、突然転動や出向命令を発しておるわけです。そして、結成大会はJRと関係ない公共施設で行ったにもかかわらず、勤務中の会社社員四、五十名を動員して結成大会参加者をチェックしている。そして結成大会の前、本部三役に予定されていた四人のうち三人を突然遠隔地へ転動または出向させたわけですね。